

## ユニット型個室（64床）利用に要する費用【2割負担】

R4.4.1~

	①介護サービス費 (月額) 2割負担の額	②居住費 (月額)	③食費 (月額)	月額	月額計算例 (30日で計算)
要介護1	1,304	2,006	1,445	4,755	142,650
要介護2	1,440	2,006	1,445	4,891	146,730
要介護3	1,586	2,006	1,445	5,037	151,110
要介護4	1,724	2,006	1,445	5,175	155,250
要介護5	1,858	2,006	1,445	5,309	159,270

※食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

## 入所者に共通して加算される費用（①に加算される 2 割負担の額）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	92	2,760
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士による月 2 回以上の訪問、介護職員への具体的助言指導し、内容を厚労省に提出	—	220
ADL 維持等加算Ⅰ	ADL を測定、評価し、LIFE で厚労省に情報提供。入所後、12 ヶ月後より算定	—	60
ADL 維持等加算Ⅱ	ADL を測定、評価し、厚労省に情報提供。ADL 利得が 2 以上。12 カ月後より算定。	—	120
自立支援促進加算	自立支援に係る医学的評価と支援計画の策定、LIFE で厚労省に情報提供	—	600
科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況、疾病、服薬等の情報を LIFE で厚労省に情報提供	—	100
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師 1 名以上配置	8	240
看護体制加算Ⅱ	基準より 1 名以上配置	16	480
夜勤職員体制加算Ⅱ	基準より夜勤職員 1 名以上配置	36	1,080
栄養マネジメント強化加算	継続的な栄養管理の強化	22	660
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生予防の評価とケアの実施	—	6
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクがある者に褥瘡の発生が無いこと	—	26
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等の実施	8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の賃金の改善等の実施	2.7%	

## 該当者のみ加算される費用（①に加算される 2 割負担の額）

加算項目	内容等	日額	1 回の料金
初期加算	入所後 30 日間算定	60	—
安全対策体制加算	入所初日に限り算定	—	40
外泊加算	入院又は外泊（月に 6 日間まで）	492	—
個別機能訓練加算Ⅰ	計画に基づき訓練を実施	24	—
個別機能訓練加算Ⅱ	LIFE による厚労省への情報提供	—	40
療養食加算	医師の指示に基づく療養食の提供	36	12
看取り介護加算	死亡日から遡り 45 日目から 31 日目まで	144	—
看取り介護加算	死亡日から遡り 30 日目から 4 日目まで	288	—
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	1360	—
看取り介護加算	死亡した日	2560	—
経口維持加算Ⅰ	経口維持計画に基づく支援	800（月額）	

## その他の料金（①～③以外の料金）

項目	料金	備考
日常生活品費、理容・美容代、予防接種代、行事等の費用、家族会費など	実費	業者が定めた料金
預り金(通帳)管理料	50 円（日額）	

## 従来型多床室（36床）利用に要する費用【2割負担】 R4.4.1~

	①介護サービス費 (月額) 2割負担の額	②居住費 (月額)	③食費 (月額)	月額 日額	月額計算例 (30日で計算)
要介護1	<b>1,146</b>	<b>855</b>	<b>1,445</b>	<b>3,446</b>	<b>103,380</b>
要介護2	<b>1,282</b>	<b>855</b>	<b>1,445</b>	<b>3,582</b>	<b>107,460</b>
要介護3	<b>1,424</b>	<b>855</b>	<b>1,445</b>	<b>3,724</b>	<b>111,720</b>
要介護4	<b>1,560</b>	<b>855</b>	<b>1,445</b>	<b>3,860</b>	<b>115,800</b>
要介護5	<b>1,694</b>	<b>855</b>	<b>1,445</b>	<b>3,994</b>	<b>119,820</b>

※食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

## 入所者に共通して加算される費用（①に加算される 2 割負担の額）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	72	2,160
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士による月 2 回以上の訪問、介護職員への具体的助言指導し、内容を厚労省に提出	—	220
ADL 維持等加算Ⅰ	ADL を測定、評価し、LIFE で厚労省に情報提供	—	60
ADL 維持等加算Ⅱ	ADL を測定、評価し、厚労省に情報提供。ADL 利得が 2 以上。12 カ月後より算定。	—	120
自立支援促進加算	自立支援に係る医学的評価と支援計画の策定、LIFE で厚労省に情報提供	—	600
科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況、疾病、服薬等の情報を LIFE で厚労省に情報提供	—	100
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師 1 名以上配置	12	360
看護体制加算Ⅱ	基準より 1 名以上配置	26	780
夜勤職員体制加算Ⅰ	基準より夜勤職員 1 名以上配置	44	1,320
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生予防の評価とケアの実施	—	6
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクがある者に褥瘡の発生が無いこと	—	26
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等の実施	8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の賃金の改善等の実施	2.7%	

## 該当者のみ加算される費用（①に加算される 2 割負担の額）

加算項目	内容等	日額	1 回の料金
初期加算	入所後 30 日間算定	60	—
安全対策体制加算	入所初日に限り算定	—	40
外泊加算	入院又は外泊（月に 6 日間まで）	492	—
個別機能訓練加算Ⅰ	計画に基づき訓練を実施	24	—
個別機能訓練加算Ⅱ	LIFE による厚労省への情報提供	—	40
療養食加算	医師の指示に基づく療養食の提供	36	12
看取り介護加算	死亡日から遡り 45 日目から 31 日目まで	144	—
看取り介護加算	死亡日から遡り 30 日目から 4 日目まで	288	—
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	1,360	—
看取り介護加算	死亡した日	2,560	—
経口維持加算Ⅰ	経口維持計画に基づく支援	800（月額）	

## その他の料金（①～③以外の料金）

項目	料金	備考
日常生活品費、理容・美容代、予防接種代、行事等の費用、家族会費など	実費	業者が定めた料金
預り金(通帳)管理料	50 円（日額）	